

副食（おかず）分の費用の免除対象について

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、給食費（主食費及び副食費）は無償の対象外となるため、保護者負担となります。

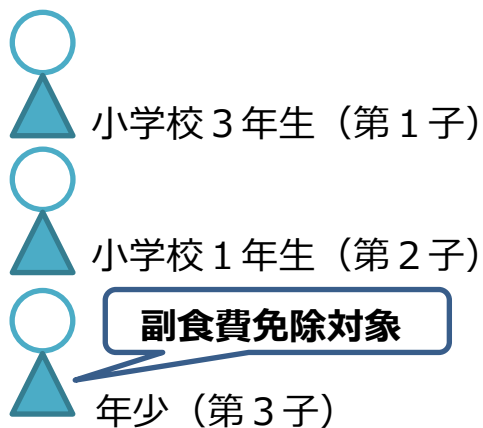
ただし、以下の条件に当てはまる子どもについては副食費の免除対象となります。（主食費については、免除はありません。）

【利用施設が幼稚園、こども園幼稚園部の場合】

- 市民税所得割額 77,101 円未満世帯の子どもすべて
- 小学校 3 年生以下の子どものうち、第 3 子以降の子ども

※下記図参考

例 1



例 2

